

○山添村空き家改修事業等補助金交付要綱

平成29年4月1日

山添村告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山添村への移住及び定住を促進し、定住人口の確保と増加を図るため、本村への定住等を目的とした空き家の改修又は家財道具の整理を行った者に対し、予算の範囲内において、山添村空き家改修事業補助金又は山添村空き家家財道具等整理事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 山添村空き家バンク設置要綱（平成29年4月山添村告示第42号）に登録した物件をいう。
- (2) 社宅等 社員のための住宅及び寮
- (3) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (4) 併用住宅 建築物内に個人住宅部分と店舗及び事務所等の個人住宅以外の部分を有する建築物をいう。
- (5) 改修工事 住宅の機能性、性能、安全性、耐久性及び居住性の維持又は向上のために行う修繕、模様替え及び設備改善等の工事をいう。
- (6) 村内施工業者 山添村内に主たる事務所を有する法人又は個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 定住を目的とし、空き家を購入又は賃借する者のうち次の全ての要件を満たす者及びその者と賃貸契約又は売買契約を結ぶ空き家の所有者（次号及び第12条第1項において「賃貸人等」という。）とする。
 - ア 申請時において、本村に住民登録を有していない者で、村外に3年以上住民登録を有している者（以下「定住予定者」という。）又は住民登録を有した日から起算して1年を経過していない者で、本村に住民登録を有する前に村外に3年以上住民登録を有していた者（以下「定住者」という。）
 - イ 当該改修工事に関して、この要綱以外に国、県又は村の制度により補助

及び補償等を受けていない者（山添村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年12月山添村告示第28号）による補助は除く。）

ウ 本村に住民登録を有してから10年以上定住する意思があり、住居地の自治会に加入する者。ただし、自治会のない地域においてはその限りでない。

(2) 社宅等への利活用を目的とし、空き家を購入又は賃借する者のうち次の全ての要件を満たす者及び賃貸人等とする。

ア 当該改修工事に関して、この要綱以外に国、県又は村の制度により補助及び補償等を受けていない者

イ 10年以上社宅等として使用する意思がある者

(空き家改修事業補助対象工事)

第4条 空き家改修事業補助の対象は、住宅の屋根、外壁、内壁、天井、床及び設備等の工事とし、かつ次の各号全てを満たす工事とする。

(1) 原則村内施工業者により行う住宅改修工事

(2) 申請日の属する年度の2月28日までに完了する工事

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反しない工事

2 前項の場合において、併用住宅の工事については、個人住宅部分を補助対象とし、共用部分については、床面積の割合で按分し、補助対象額を算出する。

(空き家家財道具等整理補助対象経費)

第5条 空き家家財道具等整理補助の対象となる経費は、空き家の所有者が空き家バンクの登録を受けたとき又は売買契約若しくは賃貸借契約の締結後に実施する家財道具の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。

補助対象区分	補助額
空き家改修事業	補助対象工事費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、150万円を限度とする。
空き家家財道具等整理	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、25万円を限度とする。

2 第4条に規定する空き家改修事業補助に対する補助金の交付回数は、同一

物件に対して1回限りとする。ただし、補助金の交付を受けて10年が経過している場合は、その限りでない。

- 3 前条に規定する空き家家財道具等整理事業補助に対する補助金の交付回数は、同一申請者（同居人を含む。）に対して1回限りとする。ただし、既に補助金の交付を受けた物件と異なる物件の家財道具等整理事業の場合は、同一申請者であっても補助金の交付を受けることができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山添村空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）又は山添村空き家家財道具等整理事業補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 個人の場合は住民票の写し、法人等の場合は登記簿謄本又は開業届等の写し
- (2) 売買又は賃貸契約書の写し。ただし、空き家バンクの登録を受けた空き家の所有者が売買契約又は賃貸借契約の締結前に家財道具等整理事業を行う場合は、当該書類の提出は省略する。
- (3) 空き家の改修又は家財道具の整理に係る見積書の写し
- (4) 空き家の改修内容を明らかにする図面等（空き家改修事業補助金の交付申請のみ）
- (5) 空き家の改修又は家財道具の整理に係る施工予定箇所の写真
- (6) 住宅等を借りている者は、当該空き家の所有者の承諾書
- (7) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、定住者で住民記録閲覧同意書を提出した者にあつては、同項第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による交付申請書の提出期限は、申請日の属する年度の11月30日までとする。

（補助金の交付決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助指令書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山添村空き家改修事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第4号）又は山添村空き家家財道具等整理事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を

村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、補助金に係る空き家の改修又は家財道具の整理が完了したときは、速やかに山添村空き家改修事業完了報告書(様式第6号)又は山添村空き家家財道具等整理事業完了報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 請求書及び領収書の写し

(2) 空き家の改修又は家財道具の整理に係る施工後の写真

(3) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による完了報告書の提出期限は、申請日の属する年度の2月28日までとする。

(補助金の交付)

第11条 村長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、その報告書の内容を審査し、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めるときは、補助金を交付する。

2 村長は、前項の規定による完了報告の審査について必要があると認めるときは、交付決定者、村内施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 交付決定者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山添村空き家改修事業等補助金交付請求書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(定住確約書等)

第12条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、申請日の属する年度の2月28日までに次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類を村長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた賃貸人等はこの限りでない。

(1) 定住の場合

ア 山添村定住確約書(様式第9号)

イ 自治会加入証明書(自治会のない地域に居住する者を除く。)

ウ 本村へ転入後の住民票の写し(定住者を除く。)。ただし、住民記録閲覧同意書を提出した者にあつては、省略することができる。

エ その他村長が必要と認める書類

(2) 社宅等への利活用の場合

ア 社宅等利用確約書(様式第9号の2)

イ その他村長が必要と認める書類
(報告、検査及び指示)

第13条 交付決定者は、当該事業により空き家の改修又は家財道具の整理を行った住宅(以下「対象住宅」という。)の活用状況について、山添村空き家改修事業等活用状況報告書(様式第10号)により補助金の交付を受けた日(以下「交付日」という。)から10年間報告しなければならない。

2 村長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め検査し、又は指示することができる。

(補助金の交付決定の取消)

第14条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するとき、村長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消されたとき。
- (2) 補助金の対象となった住宅に、交付決定日から10年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出又は取壊し等の理由により居住しなくなったとき補助金について、別表に定める金額(算出した金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)を村へ返還しなければならない。ただし、賃貸人においては、引き続き山添村空き家バンク制度に当該空き家を登録する場合はこの限りではない。
- (3) 定住予定者が申請日から6か月以内に山添村に転入しないとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 (平成29年4月1日山添村告示第43号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に山添村空き家台帳に登録してあった物件は、山添村空き家バンク設置要綱に登録してある物件とみなす。

附 則（平成30年7月25日山添村告示第42号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 1 この要綱の施行の際現に改正前の山添村空き家改修事業等補助金交付要綱により定められていた様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（令和3年3月山添村告示第30号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月山添村告示第43号）

この要綱は、公布の日施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月山添村告示第30-2号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の山添村空き家改修事業等補助金交付要綱第3条の規定は、令和6年4月1日以降の申請について適用し、令和6年3月31日以前の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月山添村告示第24号の2）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

交付決定日からの経過年数	返 還 額
1年未満	補助額の100分の100に相当する額
1年以上2年未満	補助額の100分の90に相当する額
2年以上3年未満	補助額の100分の80に相当する額
3年以上4年未満	補助額の100分の70に相当する額
4年以上5年未満	補助額の100分の60に相当する額
5年以上6年未満	補助額の100分の50に相当する額
6年以上7年未満	補助額の100分の40に相当する額
7年以上8年未満	補助額の100分の30に相当する額
8年以上9年未満	補助額の100分の20に相当する額
9年以上10年未満	補助額の100分の10に相当する額